

令和5年度、4つの改正ポイント

1

消費税の納税額の計算方法に2割特例を追加

免税事業者からインボイス制度に登録した事業者対象 3年間の経過措置

▶概要

「売上時に預かった消費税×20%」を消費税の納税額とするもの。これまでは原則課税、簡易課税の2つの計算方法から選択していましたが、新たに第3の選択肢が加わります。

▶適用期間

- ・法人：2023年10月1日から2026年9月30日の属する事業年度(課税期間)
- ・個人事業主：2023年10月～12月の申告から2026年分の申告

▶主な要件

- ・免税事業者からインボイス制度に登録した事業者
- ・基準期間(前々事業年度)の課税売上高1,000万円以下
- ・新設法人については資本金1,000万円未満

詳細はP.26

2023

税込1万円未満の課税仕入は領収書や請求書の保存不要に(少額特例)

主に中小事業者対象 6年間の経過措置

▶概要

改正前のインボイス制度では、仕入税額控除を受けるには、税込3万円未満の交通費等を除いて、適格請求書等の保存が必要でした。ところが、改正により、中小事業者は税込1万円未満であれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けられるようになりました。よって、税込1万円未満の適格請求書の保存は不要になります。

▶適用期間

- ・2023年10月1日から2029年9月30日まで

▶主な要件

- ・基準期間(前々事業年度)の課税売上高1億円以下、または特定期間(前事業年度の上半期)の課税売上高5,000万円以下

詳細はP.48

令和5年度税制改正により、インボイス制度のルールが変わります。詳しくは本文で説明しますが、主な以下の4点が変更となります。小規模事業者や中小企業の税負担、事務負担の軽減が中心となっています。

3

税込1万円未満の適格返還請求書が不要に 全事業者対象 無期限

▶概要

インボイス制度では、返品への対応や値引き・割戻しを行う際には、適格返還請求書(返還インボイス)を発行しますが、その金額が税込1万円未満の場合には、発行が不要となりました。改正により、振込手数料相当額を売上値引きとして処理しているような場合の事務負担が軽減されます。

▶適用期間

- ・2023年10月1日から無期限

▶主な要件

なし

詳細はP.126

インボイス制度への登録申請・取り消しの期限等の変更 開始後の登録申請は免税事業者、それ以外は全事業者対象

▶概要

●インボイス制度開始前の登録申請について

改正前はインボイス制度への登録申請が2023年4月1日以降になった場合、2023年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、遅れた事情を登録申請書に記載する必要がありました。改正により記載が不要となりました。

●インボイス制度開始後の登録申請について

2023年10月2日以降に免税事業者がインボイス制度への登録申請をして、課税期間の初日から適格請求書発行事業者になる場合、改正前は課税期間の初日の前日から1カ月前までに申請書の提出が必要でしたが、改正により「15日前まで」に変更となりました。同様に適格請求書発行事業者の登録を取りやめる場合の提出期限も変更になっています。

書類の種類	提出期限	
	改正前	改正後
適格請求書発行事業者の登録申請書	課税期間の初日の前日から起算して1カ月前まで	課税期間の初日から起算して15日前まで 詳細はP.72
適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書	提出する課税期間の末日から起算して30日前の日の前日まで	取り消したい課税期間の初日から起算して15日前まで 詳細はP.78

4 POINT

4